

令和 7 年度 個人町県民税・森林環境税のしおり

日頃より個人町県民税（住民税）・森林環境税の申告と納税につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。令和 7 年度の町県民税・森林環境税の計算方法等についてお知らせします。

町県民税・森林環境税について

○ 令和 7 年度の町県民税・森林環境税は、前年中（令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日）の個人の所得等をもとに計算します。確定申告書や町県民税の申告書、給与・年金の支払者から町に提出される報告書により、所得金額等を計算し、税額を決定しています。

○ 町県民税は令和 7 年 1 月 1 日時点の住所地の市町村に納めます。

○ 町県民税及び森林環境税の税率

◆ 均等割 及び 森林環境税

町民税均等割：3,000 円 県民税均等割：2,000 円

森林環境税：1,000 円

※県民税のうち、1,000 円は「やまがた緑環境税」分です。

※森林環境税は非課税となる基準が町県民税と異なるため、町県民税が非課税の場合でも課税される場合があります。

◆ 所得割

課税所得金額（所得金額－所得控除）×税率－税額控除

※税率は町民税 6%、県民税 4%を適用して算出します。

※土地の譲渡所得、株式等の譲渡所得などの税率は次のとおりです。

- ・分離長期譲渡の税率 町民税 3%、県民税 2%
- ・分離短期譲渡の税率 町民税 5.4%、県民税 3.6%

町県民税の徴収方法について

給与所得者や公的年金受給者は特別徴収（月々の給与、年金からの引き落とし）、自営業や農家の方、仕事を休職中の方等は、年 4 回に分けて納めていただく普通徴収（納付書や口座振替等による納付）となります。また、収入の状況によっては、複数の徴収方法で徴収される場合もあります。

例）給与と公的年金両方の収入がある方

年税額を按分して、給与と年金それぞれから特別徴収される場合があります。

○ 町県民税・森林環境税の非課税

令和 7 年 1 月 1 日現在で以下に該当する方は、町県民税・森林環境税が非課税となります。

- ◆ 生活保護を受けている方
- ◆ 障がい者、未成年者（18 歳未満）、寡婦又はひとり親に該当し、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方
- ◆ 前年の合計所得金額が以下に定める条件を満たしている方

【扶養親族がいない場合】

町県民税 39 万円 以下

森林環境税 38 万円 以下

【扶養親族がいる場合】

町県民税

・29 万円×（1+扶養親族数）+10 万円+17 万円 以下

森林環境税

・28 万円×（1+扶養親族数）+10 万円+16.8 万円 以下

例）扶養親族が 2 人いる場合

基準となる金額は、

$29 \text{ 万円} \times (1+2) + 10 \text{ 万円} + 17 \text{ 万円} = 114 \text{ 万円}$

となり、前年の所得金額が 114 万円以下であれば町県民税が非課税となります。なお、扶養親族数には控除対象配偶者、同一生計配偶者、年少扶養者（16 歳未満）を含みます。

※ここでいう「扶養」とは税法上のものであり、社会保険等の「扶養」とは扱いが異なります。扶養親族に関する手続きは、確定申告や町県民税の申告、年末調整で職場に提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」により行います。

納付が困難な場合は、下記までご相談ください。

《連絡先》 役場町民課 国保納税係

TEL 0235-35-7027

所得控除の種類とその額

※所得控除は、一定の方法や条件により算出された額を所得金額から控除するものです。各項目について、所得税を計算する時と同じものですが、住民税を計算する時と控除額が異なります。

項 目	控 除 の 内 容		控 除 額		
雑 損 控 除	前年中に、災害や盗難または横領によって、自分や自分と生計を一にする親族の生活用資産に損害を受けた場合に認められます。		(損害金額－保険金等の額)－(総所得金額等の合計額の10%)または、(災害関連支出の金額－5万円)のいずれか多い金額		
医 療 費 控 除	前年中に、自分や自分と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合に認められます。		(支払った医療費の額－保険金等の額)－[(総所得金額等×5%)か10万円のいずれか少ない額] 限度額 200万円		
セルフメディケーション税制	前年中に、健康の保持増進・疾病予防に取り組んだ方が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合に認められます。		特定一般用医薬品等購入額－12,000円 限度額 88,000円 ※医療費控除と重複して受けることはできません。		
社会保険料控除	前年中に、自分が支払った国保税、介護保険、健康保険、厚生年金、国民年金、農業者年金等の保険料の金額です。		支払った金額の全額（給与、年金から差し引かれた金額を含む）		
小規模企業共済等掛金控除	前年中に、小規模企業共済及び心身障害者扶養共済制度等の掛金を支払った場合に認められます。		支払った金額の全額		
生命保険料控除	前年中に、自分や配偶者またはその他の親族が保険金受取人とする生命保険料(個人年金保険料を含む)を支払った場合に認められます。(剰余金の分配や割戻し金の額は差し引きます) 旧一般生命保険料・旧個人年金保険料とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料です。				
	旧一般生命保険料		旧個人年金保険料		
	15,000円までの場合	支払保険料の全額	15,000円までの場合	支払保険料の全額	
	15,000円を超え40,000円までの場合	支払保険料×1/2+7,500円	15,000円を超え40,000円までの場合	支払保険料×1/2+7,500円	
	40,000円を超え70,000円までの場合	支払保険料×1/4+17,500円	40,000円を超え70,000円までの場合	支払保険料×1/4+17,500円	
	70,000円を超える場合	35,000円	70,000円を超える場合	35,000円	
	新一般生命保険料		新個人年金保険料		
	12,000円までの場合	支払保険料の全額	12,000円までの場合	支払保険料の全額	
	12,000円を超え32,000円までの場合	支払保険料×1/2+6,000円	12,000円を超え32,000円までの場合	支払保険料×1/2+6,000円	
	32,000円を超え56,000円までの場合	支払保険料×1/4+14,000円	32,000円を超え56,000円までの場合	支払保険料×1/4+14,000円	
	56,000円を超える場合	28,000円	56,000円を超える場合	28,000円	
	介護医療保険料		※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円) ※一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)		
	12,000円までの場合	支払保険料の全額			
	12,000円を超え32,000円までの場合	支払保険料×1/2+6,000円			
	32,000円を超え56,000円までの場合	支払保険料×1/4+14,000円			
		56,000円を超える場合	28,000円		
地震保険料控除	前年中に、地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合に認められます。 ※平成18年末までに締結した長期損害保険契約の保険料(旧長期損害保険料)を支払った場合を含みます。				
	地 震 保 険 料		旧長期損害保険料		
	支払保険料×1/2 (上限 25,000円)	5,000円までの場合	支払保険料の全額		
		5,000円を超え15,000円までの場合	支払保険料×1/2+2,500円		
		15,000円を超える場合	10,000円 (上限 10,000円)		
地震保険料と旧長期損害保険料を加えた控除限度額 25,000円					
配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下であること。			控除額は3ページ内訳参照	
障 害 者 控 除	自分または自分の控除対象・同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合、認められます。手帳を所持していなくとも、控除が認められる場合があります(要介護認定を受けていて町長の承認がある場合等)。 ① 普通障害者：身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳B所持者等 ② 特別障害者：身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A所持者等 ③ ②のうち、自分や配偶者または生計を一にするその他の親族と同居している場合			普 通 障 害 者	26万円
				特 別 障 害 者	30万円
				同 居 特 別 障 害 者	53万円
ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次のいずれにも当てはまる方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合を除く)。 ①合計所得金額が500万円以下であること。 ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること。			30万円	
寡 婦 控 除	上記の「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合を除く)。 ①夫と死別又は夫が生死不明などの方で合計所得金額が500万円以下であること。 ②夫と離別しており、扶養親族を有する方で 合計所得金額が500万円以下であること。			26万円	
勤労学生控除	学校教育法第1条の学生及び各種学校の生徒で合計所得金額が75万円以下で給与と所得以外の所得が10万円以下の人。			26万円	

基礎控除 ※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。	合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円

★下記の配偶者控除及び扶養控除は、合計所得金額が48万円以下である家族等に認められます。

項 目	対 象 者		控除額
配 偶 者 控 除	老人控除対象配偶者	70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の人。	下記内訳 参照
	控 除 対 象 配 偶 者	70歳未満(昭和30年1月2日以後生まれ)の人。	
扶 養 控 除	老人扶養親族(同居老親等)	老人扶養親族のうち、本人や配偶者の直系尊属で、本人や配偶者との同居を常としている人。	45万円
	老 人 扶 養 親 族	70歳(昭和30年1月1日以前生まれ)以上の人。	38万円
	特 定 扶 養 親 族	19歳以上23歳未満(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)の人。	45万円
	一 般 の 扶 養 親 族	16歳以上(平成21年1月1日以前生まれ)の扶養親族で上記以外の人。	33万円

【配偶者控除、配偶者特別控除の内訳】

本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得金額	控 除 額		
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

税額控除等

区 分		控 除 額
合計課税所得金額が 200万円以下の場合	次の①、②のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%）に相当する金額 ①5万円に次表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を加算した金額 ②合計課税所得金額	
合計課税所得金額が 200万円超の場合	次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（町民税3%、県民税2%）に相当する金額 ①5万円に次表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を加算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
障害者控除	普 通	1 万円	納税義務者本人の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	特 別	10 万円	配偶者控除	一 般	5 万円	4 万円	2 万円
	同 居 特 別	22 万円		老 人	10 万円	6 万円	3 万円
ひとり親 控除	母	5 万円	配偶者	48 万円以上 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
	父	1 万円	特別控除	50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
寡 婦 控 除		1 万円	扶養控除	一 般	5 万円	老 人	10 万円
勤労学生控除		1 万円		特 定	18 万円	同居老親等	13 万円

【税額控除（配当控除）】

課税所得金額 種類	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については配当控除は適用されません。

【税額控除（寄附金控除）】

一般の 寄附金	対象の寄附先	・ 山形県共同募金会 ・ 日本赤十字社山形県支部 ・ 山形県または三川町が条例で指定する団体	
	控除額	寄附金額※ — 2,000 円 × 10% ※総所得金額等の 30%上限	
ふるさと納税	対象の寄附先	・ 都道府県、市区町村への寄附、義援金等	
	控除額	基本分	寄附金額※ — 2,000 円 × 10% ※総所得金額等の 30%上限
		特例分	寄附金額 — 2,000 円 × (90%－所得税率×1.021) ※町県民税所得割額の 20%上限
		ワンストップ特例分	特例分×所得税率×1.021 ÷ (90%－所得税率×1.021) ※町県民税所得割額の 20%上限

住民税の課税総所得金額 — 人的控除額の差の合計額	所得税率
0 円 ～ 1,950,000 円	5%
1,950,001 円 ～ 3,300,000 円	10%
3,300,001 円 ～ 6,950,000 円	20%
6,950,001 円 ～ 9,000,000 円	23%
9,000,001 円 ～ 18,000,000 円	33%
18,000,001 円 ～ 40,000,000 円	40%
40,000,001 円 ～	45%

【税額控除（住宅借入金等特別控除）】※住民税が非課税、均等割のみ課税の方は適用になりません。

次の①②のいずれか少ない額が適用されます。

- ①所得税から引ききれない控除可能額
- ②下表の控除限度額

住宅借入金等特別控除限度額			
入居年月日	平成 21 年から平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月 から令和 3 年 12 月	令和 4 年から令和 7 年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等 × 5% (限度額 97,500 円)	所得税の課税総所得金額等 × 7% (限度額 136,500 円)	所得税の課税総所得金額等 × 5% (限度額 97,500 円)

【個人町県民税・森林環境税に関するお問合せ先】 三川町役場 町民課 税務係（電話 0235-35-7026）